



# 花巻市まちづくり 修正案を

# 基本条例

# 17 対 16 で可決

平成 20 年第 1 回花巻市議会定例会(3 月定例会)が、2 月 29 日に招集され、3 月 17 日までの 18 日間の会期で開かれました。この定例会では、市長提案案件 62 議案のうち花巻市まちづくり基本条例については修正可決、平成 20 年度各会計当初予算を含む 61 議案については原案のとおり可決しました。また、議員発議により、委員会条例の一部改正、2 件の意見書の提出を可決しました。なお、一般質問では、11 人の議員が登壇し、市政をただしました。

委員会において、修正案について説明する鎌田幸也委員

## 特別委員会を 設置して慎重審査

花巻市まちづくり基本条例の制定について、第 9 条、第 12 条、第 27 条の 3 条項についての修正案(下段の対照表を参照)を可決しました。また、修正可決した部分を除く条項については原案のとおり可決しました。

本条例の審議に当たっては、定例会初日の 2 月 29 日に議長を除く議員全員で構成する「花巻市まちづくり基本条例審査特別委員会」(委員長 近村晴男、副委員長 平賀守)を設置し、3 月 5 日、7 日の 2 日間にわたって慎重に審査を行いました。

本委員会では、6 人の委員(鎌田幸也委員、小原雅道委員、大原健委員、照井明子委員、名須川晋委員、櫻井肇委員)から、修正案が提出され、委員会での採決の結果、可否同数のため委員長裁決により可決しました。

定例会最終日の 3 月 17 日には、委員会での審査結果を委員長が本会議で報告し、4 件の討論の後、修正案について記名投票による採決を行い、賛成 17、反対 16 の小差で可決しました。また、修正可決した部分を除く条項については全会一致で原案のとおり可決しました。

修正案の採決に当たっては、議長が無記名投票を宣告しましたが、櫻井肇議員から記名投票によるべきとの動議が提出され、投票方法を定める投票の結果、記名投票の方法をとることに決したものです。

なお、修正可決された本条例は、全 28 条で構成される市民参画と協働によるまちづくりの基本的な仕組みを定めた条例で、本年 4 月 1 日から施行されます。

## 委員会での 質疑

**Q** 「市議会等の役割と責務」に関する条項において、市民会議の提言書には、「市議会は市政の運営を監視し、けん制します。」という一文があったが、パブリックコメント用の条例素案からは削除されている理由は、

**A** 本条例は、できるだけコンパクトにわかりやすくということを基本に策定しており、市議会に関する条項においては、その代表的な権限である意思決定機関としての機能にだけ定められたものである。

**Q** 市民参画条例の制定を明文化すべきではないか。

**A** 条例で定めるか、規則で定めるか、要綱等でソフトに定めるかを、本

**Q** 「市議会等の役割と責務」に関する条項において、市民会議の提言書には、「市議会は市政の運営を監視し、けん制します。」という一文があったが、パブリックコメント用の条例素案からは削除されている理由は、

**A** 本条例は、できるだけコンパクトにわかりやすくということを基本に策定しており、市議会に関する条項においては、その代表的な権限である意思決定機関としての機能にだけ定められたものである。

**Q** 「住民投票の結果を市や議会は尊重する」とあるが、市長や議員は 20 歳以上の有権者から選ばれるのに対し、住民投票の有権者を 18 歳以上とするのでは、整合性がとれないのでは。

**A** 第 3 条に「条例等の制定改廃に当たっては、この条例に適合させる」と第 12 条に「条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法により意見を求める」と規定されており、市民参画による見直しを確保保障されている。二重に規定することは適切ではないと考える。

**Q** 第 27 条に「市民参画のもと」という文言を加えることの影響は、

**A** 第 3 条に「条例等の制定改廃に当たっては、この条例に適合させる」と第 12 条に「条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法により意見を求める」と規定されており、市民参画による見直しを確保保障されている。二重に規定することは適切ではないと考える。

## 原案と修正案の対照表

原 案	修 正 案
第 9 条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう、市意思決定機関としてその機能を果たすものとします。	第 9 条 市議会は、市の意思決定機関として市民の意思が市政に反映され、市政運営が適正になされているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。
第 12 条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法により意見を求めるものとします。	第 12 条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。 2 市民の参画については、別に条例を定めるものとします。
第 27 条 市長は、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、この条例を見直すものとします。	第 27 条 市長は、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、市民参画のもとこの条例を見直すものとします。

## 討論!!

### 原案に賛成

**【川村伸浩 議員】**  
本条例原案は、市民会議や策定委員会の開催、パブリックコメント、シンポジウムや意見交換会の実施など、市民の声を聞く機会を多く取り入れた手法によって策定されている。その内容も広く市民の理解を得られるものと考えられる。

### 修正案に賛成

**【大原健 議員】**  
市民の関心が非常に高く、重要な本条例案が、2 月に提出され 4 月 1 日に施行では、十分な議論を行うことができず、非常に性急である。名実ともに稼動するには 3 件の修正が必要である。

**【名須川晋 議員】**  
市民会議や策定委員会において、最後まで議論の中心となったのが、市民参画条例の制定であったと思う。このエッセンスを本条例に取り戻すことが、協働でつくる本条例の姿勢にかなうと考えられる。